令和7年8月の法人税務についてのお知らせ

	国　税　の　種　類	納付・提出期限		提出先
1	源　泉　所　得　税 （令和 7 年 7 月分）	納付期限	令和 7 年 8 月 12 日(火)	税　務　署
2	法人税・消費税等 （令和 7 年 6 月 30 日決算法人）	確定申告書の提出期限	令和 7 年 9 月 1 日(月)	税　務　署
3	法人住民税・法人事業税 （令和 7 年 6 月 30 日決算法人）	確定申告書の提出期限	令和 7 年 9 月 1 日(月)	市長村長・都道府県知事
4	法人税・消費税等 （令和 7 年 12 月 31 日決算法人）	中間申告書の提出期限	（直前課税期間の年税額が 48 万円超 400 万円以下） 令和 7 年 9 月 1 日(月)	税　務　署
	※注　1 年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 **法人税の中間申告納付額　10 万円以下・消費税の中間申告納付額　24 万円以下**			
5	法人住民税・法人事業税 （令和 7 年 12 月 31 日決算法人）	中間申告書の提出期限	令和 7 年 9 月 1 日(月)	都道府県知事・市町村長

税 理 士 さ ん の 豆 知 識

成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症や知的障害で判断能力が不十分になった人々の権益を法的に守るため成年後見人が代理して法的行為を行う制度です。

「成年後見制度の種類」成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の 2 種類があります。法定後見制度は既に判断能力を欠いている方々に対して裁判所が中立的な立場から選定した成年後見人が代理として法的行為を行う制度です。判断能力の低下の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」に分けられ、それぞれ後見人が選任されます。これに対して任意後見制度は、自らの判断能力が失われる前に、自ら任意後見人を指名しておく制度で、指名には裁判所の介入は不要となります。

「成年後見人の職務内容」

成年後見人は、本人を代理して様々な契約の締結や収入と支出のバランスを検討しながら、預貯金を監督します。具体的な業務内容は以下のとおりです。

① 権利書や預金通帳の保存
② 遺産の承継手続き
③ 収入の管理（年金、貯金、家賃、生命保険等）
④ 支出の管理（生活費、公共サービス料、税金、保険料等）
⑤ 不動産の管理や処分
⑥ 預金の出金や金融取引
⑦ 身上の保護として、本人の生活や治療に関連する契約、例えば介護サービスや医療施設などの代行をします。

「成年後見人の家庭裁判所への報告義務」

成年後見人は、適切に業務を遂行していることを証明するため、通常、年に一度、家庭裁判所へ報告書を提出する義務があります。書類は「後見等事務報告書」「財産目録」「収支報告書」などです。